

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

群馬県吾妻郡東村「ほたる舞う」清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県吾妻郡東村

3. 地域再生計画の区域

群馬県吾妻郡東村の区域の一部（五町田・奥田・新巻地区）

4. 地域再生計画の目標

吾妻郡東村は、群馬県のほぼ中央、吾妻郡の最東部に位置する人口 2,448 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 33.45 平方キロメートルの村で、上毛三山の一つ榛名山を頂点として吾妻川を底辺とする二等辺三角形に類似した形をしている。

村には榛名山系を源とする沼尾川・千沢川・奥田川・泉沢川が一級河川吾妻川へと流れており、これらの河川で集落が分かれている。また、名水百選に選ばれた箱島湧水が箱島地区にあり、これを水源とする鳴沢川の周辺はホタルの名所として有名である。

村内の河川は数十年前まではホタルが見られる清流ばかりであったが、住民の生活様式が変わり、未処理の生活雑排水が流入するようになり水質が大幅に悪化し、ホタルは見られなくなった。このため村の東部（箱島・岡崎地区）では平成 11 年度より農業集落排水の供用を開始し生活排水の汚水処理改善を行った。また住民の「ホタルのいる清流を守ろう」という意識も高く、「ほたる保護の会」「名水とホタルの会」等のボランティア団体が発足し、鳴沢川流域の環境美化・ホタル保護区の設置・個体数の調査等の活動の結果、地区を流れる鳴沢川の水質が向上しホタルを呼び戻す事ができ、ほたるの名所として多くの観光客を集めるに至っている。

この鳴沢川水域の取り組みを生かし、残る五町田・奥田・新巻地区においても農業集落排水・合併浄化槽の整備を進め、同地区を流れる千沢川・奥田川・泉沢川の水質を改善し清流を取り戻し、ホタルの棲息する環境へと再生する。そして千沢川・奥田川・泉沢川流域も鳴沢川をモデルに住民がより良い環境で生活できることを目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を現在の57%から70%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

吾妻郡東村は現在までに村内の箱島・岡崎地区全域を農業集落排水処理区として整備完了しているため、残る五町田・奥田・新巻地区の農業集落排水処理施設の整備を進め、農業集落排水処理の困難な地域は浄化槽事業により汚水処理を進めることにより、地区内河川の水質改善、環境改善を行う。

(5-2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも吾妻郡東村

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、浄化槽(市町村設置型)

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 あづま西部地区
- ・浄化槽(市町村設置型) あづま西部地区(農業集落排水の整備が困難な地域)

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽(市町村設置型) 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 100～200 11.1km
処理場 1カ所
- ・浄化槽(市町村設置型) 7人槽 83基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

農業集落排水施設 吾妻郡東村西部地区で980人

浄化槽 吾妻郡東村西部地区で300人

[事業費]

- ・農業集落排水施設 1,612,376千円
(うち単独137,000千円)

	(うち国費 737,688千円)
・浄化槽(市町村設置型)	75,198千円
	(うち国費 25,066千円)
・合計	1,687,574千円
	(うち単独 137,000千円)
	(うち国費 762,754千円)

(5-3-1) 基本方針に基づく支援措置
該当なし

(5-3-2) 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み
ホタルの名所として観光客が多く訪れる鳴沢川流域では、ほたる保護の会など地元住民との協議により、流域のホタル保護区に臨時駐車場や案内看板、トイレを設置するなどの取組みを行っている。

6. 計画期間

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画完了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査・評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、村及び「ほたる保護の会」等関係機関によって構成する「ほたる舞う清流再生計画評価協議会(仮称)」を設立し、施設の整備・利用状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

箱島地区には住民によるボランティア団体「ほたる保護の会」「名水とホタルの会」等が発足し、ホタル保護区を設定、保護区流域のゴミ拾いや草刈り等環境美化に勤め、またホタル発生時期においてはホタル発生数の調査・保護区内の見回り・観光客の交通整理等を行い、保護区内のトイレ設置や駐車場の策定など必要と思われる事項について村と協議している。

その他、環境対策として廃油石鹼の製作・使用なども行っている。